

低レベル放射性廃棄物の輸送の安全確保に関する協定運営要綱

(要 旨)

第1条 この要綱は、低レベル放射性廃棄物の輸送の安全確保に関する協定書（以下「協定」という。）第13条の規定に基づき協定の運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(発電所の構内での作業)

第2条 協定第2条ただし書きに規定する「発電所の構内での作業」とは、低レベル放射性廃棄物を発電所から発電所の構外に搬出するため、発電所の構内で実施する輸送容器を車両に積みこむまでの諸作業をいう。

(輸送計画の協議)

第3条 協定第6条第2項に規定する輸送計画又は同条第3項に規定する輸送計画の内容の変更の協議は、様式第1号による低レベル放射性廃棄物輸送（変更）計画書（以下「輸送計画書」という。）により行うものとする。

(軽微な変更)

第4条 協定第6条第3項ただし書に規定する「軽微な変更」とは、輸送計画書に記載した輸送予定年月日の時間をいう。

2 協定第6条第3項ただし書に規定する「やむを得ない事由」とは、天災地変又は輸送計画書に記載した輸送に使用する施設の周辺の事故等により、緊急避難の措置を講ずる必要が生じ、輸送を中止する等の場合をいう。

(放射線の管理)

第5条 協定第7条第1項の規定により行う線量当量率の測定は、廃棄物減容処理装置建屋（第2建屋）の搬出口付近において輸送を開始する前に実施するものとする。

2 測定結果の報告は、様式第2号による放射線管理等報告書により行うものとする。

(異常値)

第6条 協定第7条第2項の「異常値」とは、次の表に掲げる値を超えた場合をいう。

測定項目	測定対象	異常値
線量当量率	車両表面	2ミリシーベルト(2,000マイクロシーベルト) 毎時
	車両表面から1メートル離れた位置	100 マイクロシーベルト毎時

(輸送終了の連絡)

第7条 協定第8条の規定による輸送終了の連絡は、様式第3号による低レベル放射性廃棄物輸送終了連絡書により行うものとする。

(事故の報告)

第8条 協定第9条第1項の規定による事故の報告は、口頭又は電話による連絡後、様式第4号による低レベル放射性廃棄物輸送事故報告書により行うものとする。

(通報連絡の責任者)

第9条 静岡県、御前崎市及び中部電力株式会社は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に連絡するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月13日から施行する。

<様式第1号>

年 月 日

低レベル放射性廃棄物輸送（変更）計画書

様

住所

氏名

印

低レベル放射性廃棄物の輸送の安全確保に関する協定書第6条第2項（第3項）の規定により、低レベル放射性廃棄物の輸送について次により協議します。

輸送予定年月日	年 月 日 時 分 御前崎港入港			
	年 月 日 時 分 浜岡原子力発電所出発（ 日目）	年 月 日 時 分	御前崎港岸壁到着（ 日目）	
	年 月 日 時 分 浜岡原子力発電所出発（ 日目）	年 月 日 時 分	御前崎港岸壁到着（ 日目）	
	年 月 日 時 分 浜岡原子力発電所出発（ 日目）	年 月 日 時 分	御前崎港岸壁到着（ 日目）	
	年 月 日 時 分 御前崎港出港			
輸送数量等	輸送容器数 個	輸送ドラム缶数 本	延べ車両台数 台	車両1台の積載容器数
線量当量率の計画値	車両表面 $\mu\text{Sv/h}$ 以下		車両表面から1m離れた位置 $\mu\text{Sv/h}$ 以下	
輸送本部	本部長		副本部長	
輸送事業者名	陸上		海上	
輸送車両の概要	使用車両	台数（予備車含む） 台	最大積載量 kg以上	
車両輸送の方法	運行速度		警備車	
輸送船舶の概要	船舶名	総トン数 トン	所有者	船長名
輸送に使用する施設				
備考				

<様式第2号>

放射線管理等報告書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

低レベル放射性廃棄物の輸送の安全確保に関する協定書第7条第1項の規定により、放射線管理等について次のとおり報告します。

1. 輸送年月日

輸 送 年 月 日	輸送容器数
(日 目) 年 月 日	個
(日 目) 年 月 日	個
(日 目) 年 月 日	個

2. 輸送容器数

個

3. 放射線管理等記録

別紙「低レベル放射性廃棄物車両積載時線量当量率測定記録」のとお

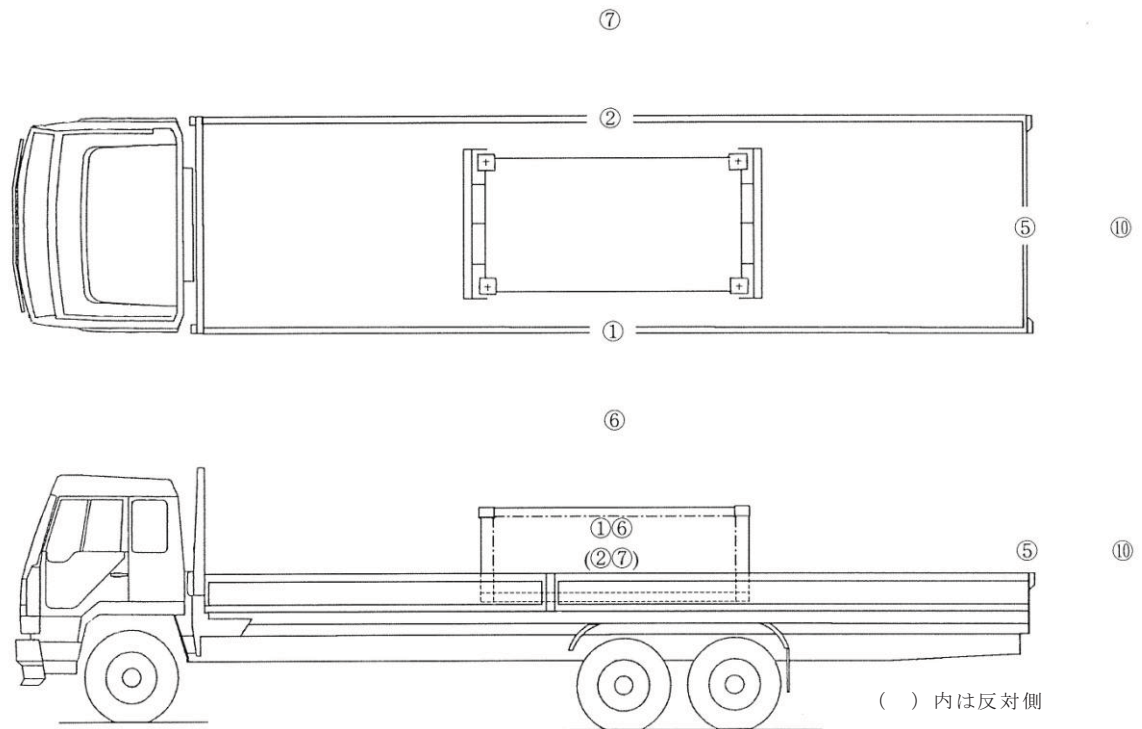
低レベル放射性廃棄物車両積載時線量当量率測定記録

測定日時： 年 月 日 時 分～ 時 分
 単位：μSv/h

測定位置 車番号 / 容器番号		車 両 表 面						車両表面から 1 m離れた位置							
		※①	※②	③	④	※⑤	最大値ポイント		※⑥	※⑦	⑧	⑨	※⑩	最大値ポイント	
							測定位置	線量当量率						測定位置	線量当量率

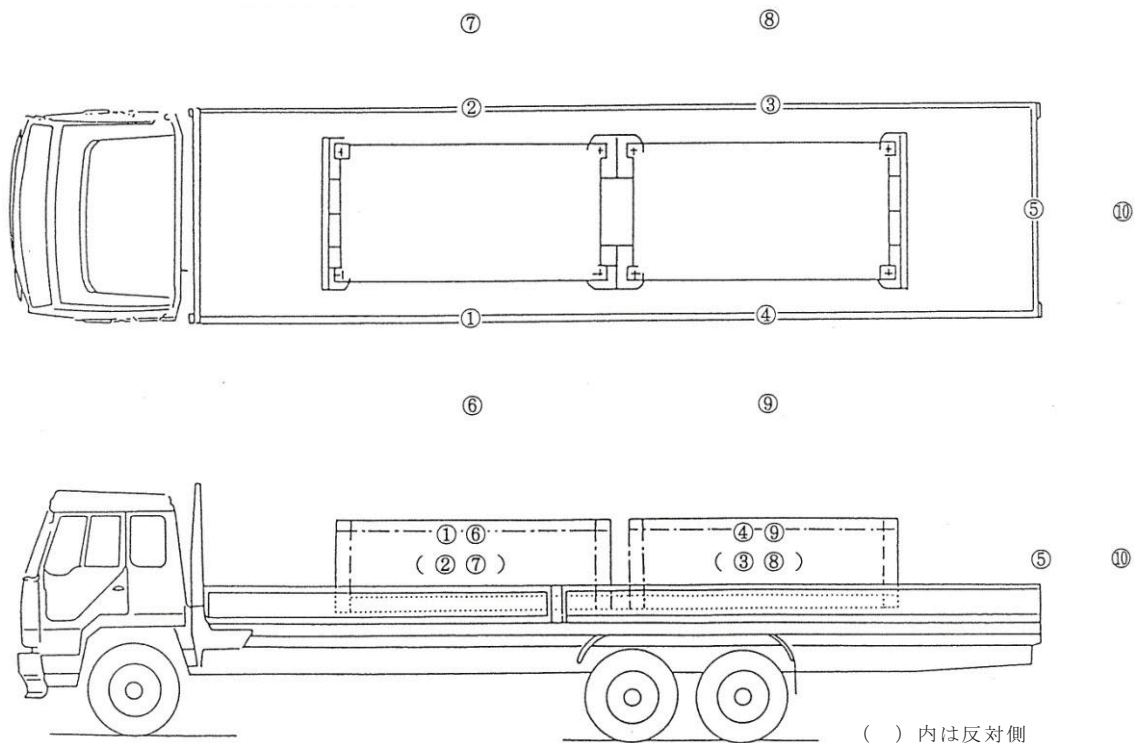
(注) 最大値ポイント測定位置については、車両の略図等を用いて具体的に示すこと。
 コンテナ積載数「1個」の場合は、※印のポイントについて記載する。

線量当量率測定ポイント（1コンテナの場合）



測定点はいずれも輸送容器側面中央部とする

線量当量率測定ポイント（2コンテナの場合）



測定点はいずれも輸送容器側面中央部とする

<様式第3号>

低レベル放射性廃棄物輸送終了連絡書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

年 月 日付で協議した低レベル放射性廃棄物の輸送は下記のとおり終了したので、低レベル放射性廃棄物の輸送の安全確保に関する協定書第8条の規定に基づき連絡します。

輸 送 年 月 日	年 月 日 時 分	御前崎港入港		
	(日目)			
	年 月 日 時 分	浜岡原子力発電所出発		
	年 月 日 時 分	御前崎港岸壁到着		
	(日目)			
輸 送 年 月 日	年 月 日 時 分	浜岡原子力発電所出発		
	年 月 日 時 分	御前崎港岸壁到着		
	(日目)			
	年 月 日 時 分	浜岡原子力発電所出発		
	年 月 日 時 分	御前崎港岸壁到着		
輸 送 年 月 日	年 月 日 時 分	御前崎港出港		
	輸 送 数 量	輸 送 容 器 数 個	輸送ドラム缶数	本
	備 考			

<様式第4号>

低レベル放射性廃棄物輸送事故報告書

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

低レベル放射性廃棄物の輸送の安全確保に関する協定書第9条第1項の規定により、事故の発生について次のとおり報告します。

発生年月日・時間	
発 生 場 所	
事 故 の 種 類	
概 況	
措 置 の 内 容	